

日本国政府法務省	番 号
年 月 日	
数 次 乗 員 上 陸 許 可 取 消 通 知 書	
殿	
出入国管理及び難民認定法第16条 <sup>第8項</sup> <sub>第9項</sub> の規定に基づき、下記の者に対する数次乗員上陸の許可を取り消したので、通知します。	
ついては、下記の者が所持する数次乗員上陸許可書を入国審査官に返納させるよう措置してください。	
ついては、下記の者は現在上陸中ですが、年 月 日 時までに帰船（出国）させるとともに出国に際してはその者が所持する数次乗員上陸許可書を返納させるよう措置してください。	
記	
1 氏 名	男 女
2 生年月日	年 月 日
3 国籍・地域	
4 運送業者又は船舶の名称	
5 取消理由	
出入国在留管理庁	出入国在留管理局
	支局 出張所
入国審査官	署 名

(注) 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。